

【イメージ1】

五、[第4条第1項第7号](#)（公序良俗違反）

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合及び商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする。

なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形」に該当するか否かは、特にその文字又は図形に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。

(2. 略)

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[41.103.01](#) 外国の地名等に関する商標について

[42.107.01](#) 差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形等からなる商標の取扱い

[42.107.02](#) 国家資格等を表す又は国家資格等と誤認を生ずるおそれのある商標（「××士」「××博士」等）の取扱いについて

○[審判決要約集（第4条第1項第7号）](#)

「商標審査便覧」(目次)が掲載されているページへジャンプ。

「商標審査便覧」の個々の項目へジャンプ。

※「商標審査便覧」と双方向からリンク可能

「法令データ提供システム(総務省行政管理局)」で条文を参照。

「審判決要約集」の一覧表のページへジャンプ。

【イメージ3】参照

【イメージ2】

八、[第4条第1項第10号](#)（他人の周知商標）

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。
2. 本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に（[第4条第3項参照](#)）、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。
3. 本号の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この[基準第2（第3条第2項）の3.（1）及び（2）](#)を準用する。
- （4. 以下略）

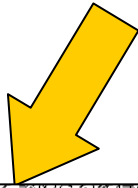
「法令データ提供システム（総務省行政管理局）」で条文を参照。

「商標審査基準」の該当する項目のページへジャンプ。

【イメージ3】

「審判決要約集」の一覧表のページヘジャンプ。

クリックすると、該当する「審判決」の要約文の該当部分にジャンプする。



第4条第1項第7号	
BOY SCOUT [㊦]	昭和27年10月10日 東京高昭和26年(行ナ)第29号 [㊦]
ごまの蠅 [㊦]	昭和31年10月9日 昭和29年抗告審判第825号 [㊦]
Old Smuggler [㊦]	昭和32年4月10日 昭和30年抗告審判第15号 [㊦]
新侯爵 [㊦]	平成3年6月6日 昭和59年審判第9862号 [㊦]
昭和太仏 [㊦]	平成4年3月5日 昭和60年審判第18883号 [㊦]
みなとみらい 漁業 [㊦] 2L [㊦]	平成6年9月28日 昭和61年審判第8852号 [㊦]
特許管理士会 [㊦]	平成11年4月21日 東京高平成10年(行ケ)第298号 [㊦]
ほろはた 母衣旗 [㊦]	平成11年11月29日 東京高平成10年(行ケ)第18号 [㊦]
企業市民白書 [㊦]	平成12年5月8日 東京高平成11年(行ケ)第394号 [㊦]

したがって、本願商標は公の秩序、善良の風俗を害するおそれがあると認め、本願商標をその指定商品に使用することは妥当でないから、商標法(旧法)2条1項4号に該当する。

㊦

㊦

審決[㊦]

「Old Smuggler」(第39類ウイスキー等 昭和32年4月10日 昭和30年抗告審判第15号)[㊦]

本願商標は、「Old Smuggler」の文字を横書きしてなり、第39類「ウイスキー、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

よって判断するに、本願商標は、「Old Smuggler」の欧文字よりなるところ、「Old」の文字は洋酒類について当該商品の年数ものの表示として取引上普通に慣用されている用例にすぎないものであることは当庁において顕著な事実であり、また、「Smuggler」の文字が(1)密輸者(密輸商人を含む。)、(2)酒類密造者の意味を有するものであることは辞書をみれば明瞭なところである。そして、「Smuggler」に相当する者は、我が国においては法によりこれを犯罪者として取扱わなければならないことは明らかである。

したがって、このような用語を商品に使用することは公の秩序を乱すおそれのあるいかわしい標識であると判断せざるを得ないから、自他商品識別の標識としては不穏当であり、結局、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

㊦

㊦

審決[㊦]

「新侯爵」(第26類印刷物等 平成3年6月6日 昭和59年審判第9862号)[㊦]

本願商標は、「新侯爵」の文字よりなり、第26類「印刷物、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。